

# 平成23年 全国山火事予防運動

## その油断 緑の森を 火の海に

林野庁では、「平成23年全国山火事予防運動実施要綱」を定め、消防庁等が実施する「春季全国火災予防運動」の実施にあわせて、統一実施期間(3月1日(火)から7日(月))を中心に「全国山火事予防運動」の実施を呼びかけています。

冬から春にかけて、山では枯葉や枯草が多くなることに加え、空気の乾燥や季節風あるいはフェーン現象などの気象条件等から、山火事発生危険性が高い時期となります。

昭和44年から実施されている「全国山火事予防運動」では、統一標語と山火事防止ポスターの公募・選考が行われています。本年のポスターには岐阜県立多治見工業高等学校1年の岩嶋みゆっさんの作品が、標語には徳島県立城西高等学校神山分校3年の上岡翔君の作品がそれぞれ選ばれました。



山火事予防運動実施中  
主催：林野庁・消防庁



期間中は予防運動として、駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、ポスター等の掲示やテレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種媒体の活用等により、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図っています。

火災警報発令中



など、火災の発生しやすい時期には、関係機関が協力して、住宅地等に近接する森林での重点的な森林パトロールを実施するなど森林の保全管理体制の強化を図り、火災の未然防止、早期発見に努めています。

また、消防機関等と森林所有者等が連携し、初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予防及び消火資機材等の適切な点検、管理等の予防対策をとっているほか、地域住民、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化を図り、これらの組織が婦人(女性)防火クラブ等のいわゆる民間防火組織と連携した予防活動も展開されています。

## 6項目の重点事項

ハイカー等の入山者、森林所有者、森林内及びその周辺の農地及び林業作業者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動を実施します。

- ① 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ② たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ③ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ④ 火入れを行う際、許可を必ず受けること
- ⑤ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ⑥ 火遊びはしないこと

山火事はいったん発生するとその消火は容易ではなく、一瞬にして貴重な森林を焼失するだけでなく、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

これから暖かくなるにつれて、山に入る機会も多くなりますが、特に、空気が乾いている日や風が強い日にはたき火や火入れをしないなどの十分な注意が必要です。山火事の予防について、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。